

中型まき網漁業

番号	制限措置(規則第11条関係)							申請期間
	漁業種類	許可等をすべき船舶の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数(旧漁船法馬力数)	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
1-2-1	ぼらまき網漁業	2隻	10トン以上 15トン未満	定めなし	佐伯市蒲江深島東端から90度(磁針方位)の線、佐伯市蒲江深島東端から同市蒲江深島西端を結ぶ最大高潮時海岸線及び佐伯市蒲江深島西端から大分県と宮崎県との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ直線以北の海域であって、火光を利用する網漁業の禁止区域を除いた共第45号の共同漁業権の漁場区域	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江浦又は大字猪串浦に住所を有する者であって、いわし、あじ、さばまき網漁業の許可を有し、当該許可を受けた船舶を使用して本漁業を営もうとするもの	令和6年9月10日から 同年10月10日まで

備考

- 「旧漁船法馬力数」は、漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号)附則第2条第1項及び第2項の規定により推進機関の馬力数がなお従前の例によることとされる船舶の推進機関に適用する。
- この告示に係る許可の有効期間は、許可の通知日から令和8年10月31日までとする。
- この告示に係る許可又は起業の認可には、必要な条件を付けるものとする。